

1 はじめに

元和元年（1615）に大坂夏の陣で豊臣氏が滅んだ後、豊臣氏の蔵入地（直轄領）であった兵庫は江戸幕府領に編入されます。その2年後の元和3年（1617）に幕府は近江膳所藩主戸田氏鉄を尼崎に移し、尼崎藩を創設します。このとき兵庫は尼崎藩領となりました。

幕府が藩の本拠を尼崎としたのは、西国に所領を有する外様大名からの攻撃が想定されるなか、尼崎が西国を押さえる重要な地であったという軍事的な理由によるものと考えられます。これにより、藩の政治の中心は尼崎となりますが、兵庫は港町として、また西国街道の宿場町として栄え、人口規模においても城下町尼崎をしのぎ、西摂地方で最大の経済規模を誇る都市であり続けます。また、兵庫は将軍の代替わりなどに来日した朝鮮通信使をもてなす場ともなり、尼崎藩の玄関口として、外交都市としても機能しました。

尼崎藩は戸田氏の後、寛永12年（1635）より青山氏が、また、宝永8年（1711）より松平氏が藩主となります。しかし、松平氏

兵庫津・尼崎・西宮町の家数・人口比較（武家人口を除く）

① 天和～貞享年間（1681～88）

	兵庫津	尼崎	西宮	尼崎藩領計
家数	1,643	1,475	1,138	11,621
人口	15,661	14,113	6,895	79,892

② 宝永8年（1711）

	兵庫津	尼崎	西宮	尼崎藩領計
家数	3,271	1,568	1,249	14,954
人口	20,802	16,391	6,852	93,389

神戸市立博物館編『特別展 よみがえる兵庫津―港湾都市の命脈をたどる―』（2004年）より

が藩主時代の明和6年（1769）に幕府が兵庫から西宮の村々30村余を幕府領とした明和の上知により、兵庫は幕府領に編入されることとなりました。

この小冊子では、尼崎藩領時代の兵庫の歴史を『新修神戸市史歴史編Ⅲ近世』（新修神戸市史編集委員会編）を主なテキストとして紹介します。なお、兵庫の町は近世には兵庫津と称されたことから、以下では兵庫津と記します。

2 尼崎藩領となるまでの兵庫津

慶長5年（1600）の関ヶ原の戦いの後、徳川家康の覇権が確立し、豊臣秀吉の遺子秀頼は摂津・河内・和泉を領有する一大名に転落します。秀頼の補佐役であった片桐且元は、秀頼の所領の検地をしなおし、租税の増収を図ります。しかし、兵庫津の町人は、逆に文禄の太閤検地の地子（田・屋敷地などに賦課した租税。賦課した地目により、田地子・屋敷地などと呼ばれる。地子は米（地子米）または銀（地子銀）で納められた）の納入高700石の負担が重過ぎるため、引き下げを願い出たらしく、慶長7年（1602）、且元とともに家康の代官大久保長安が加わって地子改めを行い、結局500石1斗の地子高で落ち着きました。この地子改めに家康の代官が立ち会っているのは、家康の勢力が兵庫津にも及び始めたことを意味していると考えられます。この翌年にあたる慶長8年（1603）、家康が江戸に幕府を開きます。

慶長12年（1607）、秀吉の朝鮮侵略以来断絶していた李氏朝鮮との国交回復のため、幕府側からの求めに応じて朝鮮通信使が来日し、兵庫津に寄港します。兵庫津の管理者であった片桐貞隆は、使節一行を丁重にもてなしています。

元和元年（1615）、豊臣氏が滅亡すると、摂津の大部分は幕府領に編入されました。しかし、元和3年（1617）、幕府は戸田氏鉄に摂津国八部・菟原・川辺・武庫の4郡において5万石を与え、尼崎藩が成立しました。なお、現在の神戸市兵庫区・長田区・中央区西部の旧生田区・須磨区の大部分・北区山田町の地域が八部郡にあたります。

3 戸田氏支配下の兵庫津

幕府は尼崎藩主となった戸田氏鉄に大規模な尼崎城を築かせます。氏鉄は、元和5年（1619）、尼崎城を視察に来た将軍秀忠に築城技術を認められ、翌年から10年に及ぶ大坂城改築の総奉行に

歴代（元和3年から明和6年の上知まで）の尼崎藩主

藩主	藩主に任命された年月日
戸田 氏鉄（注1）	元和3年（1617）7月25日
青山 幸成（注2）	寛永12年（1635）7月28日
青山 幸利	寛永20年（1643）3月26日
青山 幸督	貞享元年（1684）9月29日
青山 幸秀（注3）	宝永7年（1710）10月16日
松平 忠喬（注4）	宝永8年（1711）2月11日
松平 忠名	寛延4年（1751）3月20日
松平 忠告	明和4年（1767）2月20日

（注1）近江膳所藩から尼崎藩に移封

寛永12年（1635）尼崎藩から美濃大垣藩に移封

（注2）遠江掛川藩から尼崎藩に移封

（注3）宝永8年（1711）尼崎藩から信濃飯山藩に移封

（注4）遠江掛川藩から尼崎藩に移封

任ぜられました。

尼崎藩の領民は、尼崎城に続く大坂城の普請その他の様々な役を課されました。兵庫津でも様々な役が課されましたが、そのうちのひとつに永主（船乗り）役があります。水主だけでなく、水主が乗り込む船も徴用されることがありました。そして、藩や幕府の御用として御影石や長崎その他から来る物資や銀の輸送、尼崎藩主参勤・帰国時の伏見までの送迎や朝鮮通信使の往来の際の役などを負担しました。一方で、大坂城の普請などの大規模な事業の場合は、役を担う水主を兵庫津で雇用し、提供することもあり、また普請を行う大名が必要な労働力を大坂及びその近郊で雇用することもありました。したがって、こうした大規模事業の遂行にあたっては、兵庫津にも多くの雇用を生むという経済効果をもたらしたと考えられます。

寛永4年（1627）、兵庫津の廻船（貨物輸送のための船）などが物資を直接大坂に運ぶ場合は、その積荷の石数に応じ、入港料として3文ずつ納入することが大坂町奉行から命じられました。これを石銭といい、後の享保年間（1716～35）には、1カ月に銀50貫目を納入しています。

漁民は豊臣氏領の時代にも、片桐且元などが来れば馳走のため網漁を命じられ、魚介などを納めましたが、尼崎藩領になってからは、御用魚を尼崎まで運ぶのは遠いため銀納を願い出て、1カ月8貫目程度を納入するようになりました。また、兵庫津への出入港船によって漁に影響を受けた兵庫津の漁民は、和田崎から二ッ茶屋村・神戸村（現在の神戸市中央区）の沖を兵庫津単独の漁場とすることを藩に願い出て、これを許可されます。このとき、傍示銀（漁場の使用に対して賦課された税）を毎年銀645匁ずつ

納めることとなりました。

氏鉄は多忙であったためか、領内の大規模な検地は行わなかったようです。なお、戸田氏時代の兵庫津の石高（生産予想高）は、湊川を挟んで西側の川西の地方（田畑部分）が2,137石2斗8升7合、東側の川東の地方が466石5斗1升3合、寺領が62石1斗9升、有力商人正直屋敷分が22石5斗、地子方（町屋部分）が1,012石5斗となっています。

4 青山氏支配下の兵庫津

寛永12年（1635）、戸田氏鉄は美濃大垣へ移封となり、遠江掛川藩主であった青山幸成が尼崎藩主となり、5万石を領しました。

寛永20年（1643）、幸成の遺言による二・三・四男への6千石の分知と新田高4千石の組み入れが幕府に認められ、その結果、尼崎藩の領知高は4万8千石となりました。同年の兵庫津の石高は、2,626石3斗（川西・川東などの別なく、また正直屋敷分などを含む）、地子方が1,012石2斗となっています。藩は分知による減収を回復するため、少しの土地でも検地を行い、石高を増加させようとしてきました。兵庫津の地子方だけでも、町屋敷の増加につれて小規模な検地を繰り返し、青山氏時代には115石余の地子の増加をみえています。

天和2年（1682）、藩は主要な法令の一部を書いた高札を立てます。兵庫津の高札場は、西国街道に面し宿駅（宿場）の中心部にあたる南中町（俗に「札場の辻」と呼ばれた）、東西の出入口にあたる湊八幡神社前の湊口と蛸子神社前の柳原口、築島来迎寺前の4か所がありました。このときには、キリスト教信者・宣教師を通報した者に褒美を与えるなどとした「切支丹札」、忠孝・儉約

の奨励や盗賊の密告、人身売買の禁止を定めた「忠孝札」、毒薬・偽金銀・いかがわしい新作書物などの売買を禁じた「毒薬札」、放火者の通報や火事場のことを定めた「火付け札」、宿駅の駄賃代を明記した「宿駅駄賃銭札」、難船時の救済義務や救助者への報酬、積荷盗



札場の辻の説明板（兵庫区本町2丁目）

難予防としての港での貨物や船具の調査、長期停泊船の調査、船具・水主不足の船への城米（幕府領で生産され、江戸あるいは貯蔵のため大坂・伏見に運ばれた米）の積載禁止、漂着した船や積荷の処置（半年過ぎても持ち主が現れない場合は拾得者に与える）、博奕の禁止などが記された「浦方高札」などが立てられています。

貞享元年（1684）に藩主となった青山幸督は、翌2年に兵庫津への「条目」を触れ出しました。これには公儀法度の遵守やキリスト教の制禁、人身売買・博奕・喧嘩口論・徒党の禁止のほか、新地の寺庵建立の禁止、新規神事・祭礼の中止、幕府の朱印状を持っている者への伝馬人足の確保や公儀荷物（幕府の公用書状や荷物を宿継ぎで運ぶ宿駅人足）や公儀船役の義務、浦方高札の遵守などが定められています。

また、この藩主の「条目」と同時に重臣の佐治八郎太夫ら五人の連署による兵庫津への「条々」が出されています。天候が良いのに出帆しない船があれば早速奉行に届けことや、破損船や荷打ち（難船時の積荷の投棄）した船があれば、役人・問屋・船宿が出向いて破損状態や積荷を改め、証文を作成することなどが定

められています。

尼崎藩の政策として、兵庫津の法整備を積極的に行おうとしていたことがうかがえます。また、貞享2年（1685）には藩の総合的な成文法である「浦条目」が公布されますが、この頃の尼崎藩の政策基調は、兵庫津奉行の監督のもとに、神戸村やニッ茶屋村といった多くの廻船を保有していた周辺の村の発展をおさえるとともに、海運の統制にあたって兵庫津を特別視し、八部郡の海運業を兵庫津を通じて一元的に支配しようするものであったと考えられます。

5 兵庫津奉行の役割

兵庫津奉行は、兵庫城跡の陣屋（兵庫津奉行所）において行政・司法・警察的取締りをつかさどりました。

従来、兵庫津奉行が置かれるようになったのは、貞享3年（1686）と考えられていましたが、それより以前、青山氏が尼崎藩主となった直後に、掛川藩では町奉行を務めていたあがた縣新左衛門が兵庫津奉行に任じられたことが、大國国正美氏によって明らかにされて



御条目留帳（貞享3年 個人蔵・神戸市立博物館寄託）

貞享2年の「条目」「条々」などの藩法のほか、幕府法など、同時期に兵庫津に発せられた法を書き留めた「留帳」。当時の兵庫津の支配や法整備の状況をうかがうことができる貴重な資料です。

います。ここでは、尼崎藩主青山幸成が縣新左衛門に宛てた書状などに基づく大國氏の研究結果から、兵庫津奉行の果たした役割について簡単に紹介します。

兵庫津が西摂地方における交通・流通の重要な拠点であることから、寛永16年（1639）に幸成が兵庫津奉行の心得をまとめたものと考えられる「覚」などからも、幸成は第一義的には港湾施設という視点で兵庫津支配を考えていたと推測されます。兵庫津奉行は、兵庫津から大坂への物資輸送に携わる船頭の監督、難破船の積荷の略奪の取締りなど、物資輸送の監督を行っていました。また、公用通行者の記録作成業務を負っているほか、公儀の役目で通行する長崎奉行・中国四国への上使（幕府や藩から上意を伝えるために派遣される使者）などには献上物も贈っていました。また、寛永13年（1636）、尼崎藩は朝鮮通信使の宿泊所と兵庫津の東西の入口に門を建造し、馳走場としての体裁を整えますが、兵庫津奉行は、通信使をもてなす馳走場の運営にもあたりました。

生産力の掌握も兵庫津奉行の重要な役割でした。租税徴収の責任も兵庫津奉行が負い、また、有力な漁村であった兵庫津における漁業振興、漁業経営の保護発展も任務とされたと考えられます。

尼崎藩は、幸成が藩主となった直後から湊川河口に新堀を堀って、低湿地帯の水はけを良くする工事を行いました。その結果、移住者が急増します。また、藩は兵庫津の足輕屋敷割を行いました。こうした都市改造や屋敷区画の割り渡しにおける現地責任者の役割も兵庫津奉行が担ったものと考えられます。

犯罪者の捜査・捕縛・拘置・取り調べを担当し、切支丹改めにおいても兵庫津奉行は、町中と浦々に係留する船を改める義務を負っていました。

このように、兵庫津奉行は様々な機能を果たし、尼崎藩による兵庫津支配において重要な役割を担いました。しかし、実際の都市運営においては、町役人が非常に大きな役割を果たしていました。次では、町役人の役割を中心に紹介します。

6 兵庫津の都市運営

兵庫津の都市運営の基礎単位は、個別の町があり、その上位に方角と称する組町が存在していました。方角は、岡方・北浜・南浜の3つがあり、三方と呼ばれ、都市運営を担う多様な町役人が存在して自治組織をつくっていました。

岡方は海からやや離れた地域にあたり、農民のほか問屋場（宿駅間で貨客を輸送する伝馬の継立てを行う施設）や大名の宿泊する本陣、一般旅人の旅籠屋、商人宿などを営む者が多く住んでいました。海岸に面し、漁民・船頭・問屋・船宿が多い地域は浜方（あるいは浦方）と呼ばれ、浜方には北浜と南浜がありました。

兵庫津の人々は、延宝4年（1676）に「兵庫岡濱役目支配之定」という兵庫津中の役負担に関する取り決めを行いました。これによると、岡方は上使が兵庫津に来る際や諸大名の荷物の取り扱い

など公儀御用に関する日役・駕籠人馬・諸道具の調達、尼崎藩主が兵庫津へ来る際の日役・人馬など、主に宿駅、陸上交通の役を担い、浜方は尼崎藩主が兵庫津へ来る際や公儀御用に関する船・水主など、主に海上交通の役を担うことになっています。また、尼崎藩主の参勤、尼崎に上る名主の往復の費用、高札場の維持費用、陣屋の門番に関する費用など、兵庫津全体にかかる役は岡方・浜方双方が負担しました。

ところで、兵庫津・尼崎・西宮組（西宮など尼崎から兵庫津までの港の機能を有する13の浦方を指す）という西摂沿岸地域は三ヶ浦と呼ばれ、一つのまとまりとして様々な公儀の役を負担していました。寛文3年（1663）には、それぞれの代表者が参会して役負担に関する取り決めを行い、それを体系化した「三ヶ浦定之証文」を作成します。将軍上洛や朝鮮通信使の往來の際など、幕府の海上交通の役を三ヶ浦が負担するにあたっては、原則として兵庫津・尼崎・西宮組のそれぞれが均等に負担することとされていました。

都市運営を担う町役人として、個別町には、その代表者である1名から2名の組頭と町抱えの雇用役人である町代がいました。

天和元年（1681） 各方角の所属の町

岡 方	湊町、江川町、木戸町、木場町、小物屋町、魚棚町、長福寺町、鹿屋町、塩屋町、北中町、磯之町、切戸町、新町、小広町、神明町、細辻子町、西宮内町、西柳原町、東柳原町、逆瀬川町、門口町、三川口町、長沢町、算所村、西大路町、南中町、鳥屋町 (27町)
北 浜	島上町、匠町、松屋町、鍛冶屋町、宮前町、宮内町、北宮内町、川崎町、西出町、東出町 (10町)
南 浜	関屋町、新在家町、出在家町、今出在家町、船大工町、和田崎町 (6町)



兵庫岡濱役目支配之定（延宝4年 個人蔵・神戸市立博物館寄託）

各方角には、統括者として名主が存在し、兵庫津の名主全員で兵庫津全体の運営を担っていました。名主は、各方角の組頭による選挙によって選出され、兵庫津奉行によって任命されました。岡方では正直屋などの有力商人が、北浜・南浜では問屋・船宿などの有力者が名主となっています。

尼崎藩領時代の各方角の名主はそれぞれ複数で、2名から4名いました。また、方角の雇用役人として惣代そうだいがいました。

岡方は小物屋町、北浜は鍛冶屋町、南浜は新在家町にそれぞれ惣会所があり、各方角の事務はこの惣会所で執られました。なお、兵庫津には背後地の川西・川東などに耕作地があり、農民も住んでいましたので、それに係わる租税収納などを主な職務とする庄屋も置かれていました。

それぞれの方角の統括者である名主は、藩や兵庫津奉行の出した法令・指示を方角内の各町組頭へ伝達しました。また、毎月一定の御用日に陣屋に詰めて、公事訴訟（民事訴訟）や訴願を奉行に上申するほか、地子銀などの租税を収納しました。ほかに、出火・洪水・飢饉などへの対応もあり、極めて多忙でした。18世紀に入ると三方の世話をする順番は、方角ごとに月番で交代して勤めるようになりました。

なお、兵庫津奉行坂田又右衛門が元禄4年（1691）に「覚」を出すまでは、御用日は月に3日間のみでしたが、この後、月に6日間とされました。それは、名主ら町役人が担う公事訴訟に関する業務など、兵庫津での行政需要が拡大したことが背景にあったのではないかと考えられます。この時期には、兵庫津中で訴願を行いたい町役人に訴えてきた者があれば、その様子を尋ねて訴状を受け取り、相手方を惣会所へ召還し、彼らの主張を聴取し、

その上で陣屋へ上申することと定められていました。このように、惣会所は訴願や公事訴訟の受理過程において、陣屋の低位機関として位置づけられていました。なお、17世紀前半の段階では、公事訴訟は尼崎において裁決されていましたが、17世紀後半以降になると、町役人からの上申により兵庫津奉行が裁決するようになっていました。

惣代は、多忙な名主を助けて事務を執る雇用人という位置づけにとどまらず、公役の実現に際して実務に関わるなど、兵庫津の都市運営上、重要な役割を果たしました。特に浜方惣代は、先に紹介した三ヶ浦で、幕府の公用輸送の実務に携わるなど、兵庫津という都市を越えて機能する存在でした。また、18世紀に入ると、惣代の業務が質量ともに増加し、高い行政処理能力と専門性が求められるようになっていきます。業務には、現在の戸籍に相当する宗門人別改帳など領主に提出する書類のほか、大坂町奉行所に提出する裁判書類など、様々な書類の作成がありました。さらに、御用日は、名主・庄屋は欠席し、惣代のみが陣屋に詰めることが常態化するようになります。また、藩に租税を納めるため、農民の多い岡方では地子米、商工業者の多い北浜・南浜では地子銀を、惣代が尼崎へ持参していました。兵庫津の人口増加、都市化の進展により都市行政需要が拡大するとともに、家業を持ちながらの名誉職である名主に比して、都市専業役人である惣代の位置づけ・役割が大きくなったものと考えられます。



岡方惣会所跡の碑（兵庫区本町2丁目）

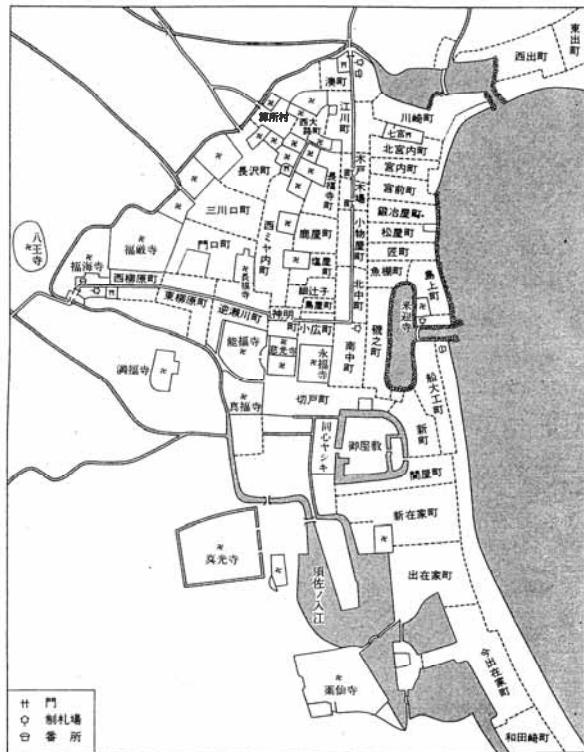
7 松平氏支配下の兵庫津

宝永8年(1711)、信濃飯山藩に移された青山氏に代わって、遠江掛川藩から松平忠喬が尼崎藩主となります。その翌年(正徳2年)に着任した兵庫津奉行の一宮弥五左衛門は、兵庫津支配の大綱を示した「条々」を触れ出します。貞享2年(1685)の「条々」を踏襲しながらも、新たな規定もつけています。

宿駅についても貞享2年の「条目」を踏まえながら、継飛脚は遅れず勤めることとし、往来の旅人の宿泊は毎日宿帳に記帳することとしました。公用を完全に果たすことを命じるとともに、宿駅としての兵庫津に不審者が入り込むことを警戒しています。また、病気の旅人がある場合は、すぐに医者呼んで手当てをすることなど、旅人の保護にも留意しています。

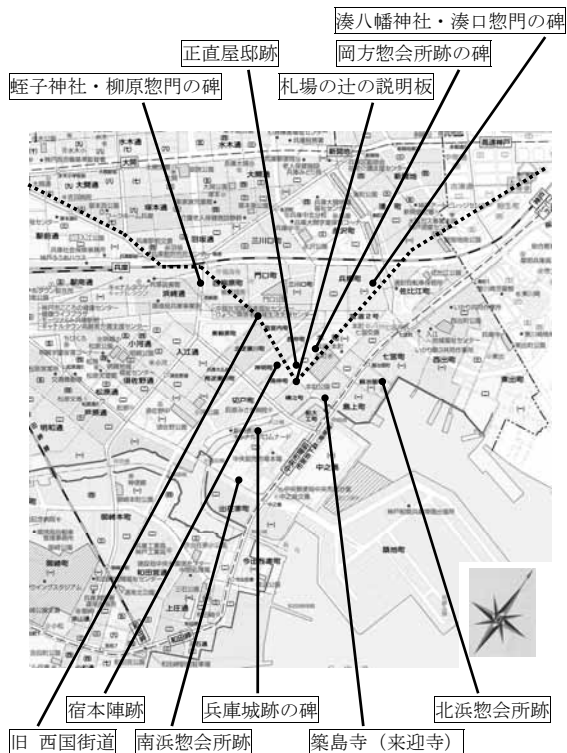
港としての規定についても、貞享2年の「条々」を踏襲していることがわかります。しかし、幕府船の入港の際は渋滞なく勤めること、公儀の船改めがあるときは、役人や問屋・船宿の者が出向いて他国船の出航を止めて奉行の指図を受けるよう指示することなどが新しく定められました。また、藩は出入する廻船の監視を重視して、廻船奉行・廻船改役を設け、和田崎の番所に昼夜詰めさせました。

その他、宗門人別改帳を毎年作成すること、寺社の者や町人百姓の逃亡、破産などで移動があれば報告することや、奉公人として他所へ出るとはたとえ半年(半季)であっても原則として停止させ、所用や商売で他国へ出るときは奉行に届け出ることなどが定められています。兵庫津の人口移動を把握するとともに、稼働人口の減少を防止しようとしていることがうかがえます。



兵庫津略図(『新修神戸市史歴史編Ⅲ近世』より)

現在の兵庫区南部地域



8 兵庫津の商業

兵庫津は、江戸への商品の大きな移出元であり全国的規模の市場である大坂の外港的な役割を持っていました。大坂市中の蔵屋敷や問屋に荷を運ぶには、大坂の川中を船で積み上げる必要がありましたが、河口が浅いために大型の廻船では直接運ぶことができず、兵庫津で上荷船（一般的には廻船と港を往復して荷を運ぶ小型の船）や渡海船（都市間を結ぶ海上船）に積み替えられて、大坂に輸送されていました。

また、寛文12年（1672）に西回り航路（現在の山形県酒田市の港から日本海沖を経て下関から瀬戸内海に入り、大坂から紀伊半島を迂回して江戸にいたる航路）が開かれると、大坂に運び込まれる物資が飛躍的に増加します。この航路が開発されるまでは、東北・北陸地方から京都・大坂への物資の輸送は、敦賀まで船で運び、陸路や琵琶湖上、淀川を利用するという面倒なものでした。西回り航路による輸送は、敦賀からの陸上輸送より運賃が安く、また沿岸の港湾施設も整備されたため、この航路による物資の輸送が増加し、兵庫津に入港する船も増加します。

兵庫津の問屋の多くは商船を相手としたので、船問屋ともいわれました。また、商船の多くは積荷の種類が多様で、その多様な積荷を一手に引き受ける問屋は、特定の商品だけを取り扱う専門問屋とはならず、諸問屋とも称されました。兵庫津の問屋北風荘右衛門は、商船に乗り込んでくる荷主・船頭を無料で自邸に宿泊させ、馳走をしてもてなし、また、北風家一門縁者の問屋もこれになったため、兵庫津への入港が増加し、また荷揚げをするようになり、問屋業も栄えました。周辺の神戸村・ニッ茶屋村にも問屋が生まれ、問屋間の競走が激しくなったことから、兵庫津の

問屋は、延宝年間（1673～81）に尼崎藩に願い出て、問屋の営業を兵庫津に限定するよう働きかけます。藩も兵庫津の問屋 136 軒を記録して、株（独占的な営業権）のような特権を与えています。

ここで簡単に、兵庫津に特有の浜本陣について紹介します。兵庫津には岡方の神明町に本陣（宿本陣ともいう）があり、井筒屋又兵衛が代々これにあたりました。浜本陣は宿本陣と異なり、船宿などの富家が、何らかの縁によって結びついた特定の西国大名に宿を提供したものです。網屋新右衛門は、たまたま寛永 19 年（1642）に岡山藩主池田光政の船を誘導し、無事上陸させたことが縁となって、岡山藩の浜本陣を勤めることとなりました。浜本陣は、関係諸藩に納屋物（生産者から直接商人によって流通した商品。藩などの蔵屋敷を通じて商品化されるものは蔵物と呼んで区別された）の販売を願い出て、それぞれの藩の廻船を浜本陣に



摂津国名所港津図屏風（17 世紀 堺市博物館蔵）

この屏風には、堺から明石までの湾岸部分が描かれています。兵庫津には、多くの船が停泊し、町屋が軒を連ねています。また、入港している船の数は、大坂や堺と比べても多く、江戸時代前期、港を核として発展する兵庫津の様子が描かれた貴重な資料です。

来着させ、その積荷の売買をするなどの特権も与えられ、本来の問屋とは異なり、派生的に問屋業も営んでいました。浜本陣の数は、時代によって増減があったようですが、幕末には 9 軒を数えました。

一方で、兵庫津の問屋が売買できる商品は限定されていました。従来売りさばっていた商品が列記された明和 6・7 年（1769・1770）の記録には、米穀・雑穀類・材木類・干鰯類や油粕類（いずれも肥料）など 36 種があげられており、その他は大坂の商業の妨害になるという理由で制限されていました。

また、大坂の上荷船・茶船（河川や港で貨物の積み下ろしに使われる小型の船）は、運上（営業税のようなもの）免除の特権を与えられ、大坂市中の川内の営業を独占したうえ、兵庫津・尼崎・堺などでも廻船の貨物を積み替えて、大坂市中に物資を輸送していました。大坂の上荷船・茶船は、特権を保持するために、その特権を侵害する兵庫津や沿岸の船を寛永年間（1624～43）以来、度々訴えています。このような訴訟は概ね大坂の上荷船・茶船側が勝訴し、元禄 11 年（1698）には、大坂町奉行所が兵庫津の渡海船（及び上荷船）が大坂市中に直接荷を積み上ることを禁止します。

幕府は江戸の物価を最も重視したことから、江戸への物資の大きな移出元である大坂市場に西国の物資を集め、それを江戸へ送らせる流通機構を維持するため、大坂側を保護し、大坂への円滑な物資の流入を図ったものと考えられます。元禄期（1688～1703）以降、とりわけ享保期（1716～1735）は、享保 17 年（1732）、西国一帯を襲った享保の飢饉の影響もあり、兵庫津の経済は苦境に立たされるようになりました。問屋の数も延宝年間の 136 軒から

享保期には76軒に減少しています。

一方で、廻船業者たちは納屋物の買積商いに進出します。買積商いとは、船主自らが船に乗るか、あるいは船主が船頭に積荷の購入資金を委託して、その才覚のもとに寄港地ごとに有利な積荷の売買を行いながら巡航するものです。海難の危険はあったものの、幕府の大坂重視の政策からも解放され、遠隔地間での地域価格差に基づいた大きな収益をもたらしました。兵庫津の廻船業者はもとより問屋なども積極的に買積商いを行います。そのためか、享保19年(1734)には9艘だった廻船が、明和6年(1769)には25艘に増加しています。日本海航路で活躍した買積船の代表格である北前船は、近世中期以降急速に発展しましたが、近世後期には兵庫津は北前船が運搬する様々な物資の集散地となりました。

9 むすび

この小冊子では、およそ150年間に及ぶ尼崎藩領時代の兵庫津について、簡単に紹介しました。当時の風俗や文化など紹介できなかった事項も多く、不十分な内容となっていると思います。しかし、町役人が重要な役割を果たした都市運営や商業については、やや詳しく紹介できたのではないかと考えています。兵庫津奉行が支配し、また経済的に停滞した時代もありましたが、兵庫津の庶民の営みがこの地の都市としての繁栄をもたらしたことをわずかでもお伝えすることができれば幸いです。

<参考文献等>

新修神戸市史編集委員会編『新修神戸市史歴史編Ⅲ近世』(1992年)の他、以下の文献等を参考としました。

論文を参考とさせていただくとともに、ご指導をいただいた、歴史資料ネットワーク事務局 河野未央先生に深く感謝申し上げます。

- ・尼崎市ホームページ「尼崎の歴史」
- ・大國正美「近世前期の尼崎藩浦条目と幕府法一河海支配の政策基調の視点から」(尼崎市立地域研究史料館紀要『地域史研究』第22巻第1号)(1992年)
- ・大國正美「十七世紀前半の兵庫津支配と町人ー「摂河支配国」における尼崎藩の奉行と町の機能ー」(神戸市史紀要『神戸の歴史』第24号)(1994年)
- ・大國正美「太平の世の港町と役割」(神木哲男・崎山昌廣編著『歴史海道のターミナル 兵庫の津の物語』)(1996年)
- ・落合重信『兵庫の歴史ー古代から幕末までー(改訂版)』(1998年)
- ・神戸市立博物館編『特別展 よみがえる兵庫津ー港湾都市の命脈をたどるー』(2004年)
- ・河野未央「16世紀～17世紀における西摂地域の港湾の役割と機能ーいわゆる三ヶ浦システムについてー」(『海港都市研究』創刊号)(2006年)
- ・河野未央「近世兵庫津の町役人・惣代の職務について」(神戸史学会編『歴史と神戸』第46巻第2号)(2007年)
- ・河野未央『『兵庫岡方文書』から見た兵庫の都市支配・都市運営とその変容(大手前大学史学研究所編『兵庫津の総合的研究ー兵庫津研究の最新成果ー)』(2008年)
- ・中谷保二『濱本陣の研究』(1956年)